

令和5年度 液化石油ガス 販売事業者・保安機関講習会

東京都環境局 環境改善部環境保安課
多摩環境事務所管理課

講習内容

- 1 L P ガス保安行政の動向
- 2 質量販売と移動基準について
- 3 東京都からのお知らせ
- 4 東京都 L P ガス協会からの
お知らせ

1 L P ガス保安行政の動向

目次

- 1-1. 最近の事故事例
- 1-2. 緊急通行車両に係る制度改正
- 1-3. 能登半島地震での30分ルールについて
- 1-4. バルク供給・充てん設備に関する告示の改正
- 1-5. 標識掲示義務について
- 1-6. 液石法運用及び解釈の基準の一部改正
- 1-7. 液石法・高圧法関係手数料改正
- 1-8. その他

1- 1 . 最近の事故事例

No.	発生日等	概要
1	発生日：2024/1/22 場所：23区 分類：C2 種別：漏えい 死者0 負傷0	水道工事業者が室内工事で床板を剥がす際、電動工具サンダーで切断していた時に隠ぺいされていたガス管に気が付かず接触して亀裂を入れた。 工事前にメーター下の中間コックを閉止にしていたため、消費配管内の残ガスのみの微小漏洩で収まった。
2	発生日：2023/12/24 場所：23区 分類：C1 種別：漏えい火災 死者0 負傷0	業務用こんろと壁面の間に火が上がり、需要家自身で水を用いて消火した。配管用フレキ管、壁面及び業務用こんろの一部を焼損した。 火災の原因は、需要家自身で消費機器を撤去した末端ガス栓が、何らかの理由により開放され、漏洩したガスに業務用こんろの火が引火したものと推定される。

※一部抜粋。速報・未確定情報を含む。

1- 1 . 最近の事故事例

No.	発生日等	概要
3	発生日：2023/12/14 場所：23区 分類：C2 種別：漏えい 死者0 負傷0	入居者より台所の瞬間湯沸かし器より異臭がするとの通報。湯沸かし器下部のガス接続部付近で引火していることを確認。すぐ消火させ鎮火(ライターの火くらい) 湯沸かし器本体と接続管(銅線入り低圧ホース)を外し、ガス栓にプラグをうつ。 湯沸かし器とガス栓をつないでいた接続管のパッキンに傷が入っていた為、点火時に微小漏洩を起こしたものの。
4	発生日：2023/5/27 場所：多摩 分類：C1 種別：CO中毒 死者0 負傷1	店舗で従業員が業務用焼物器(海外製)で調理していた際、体調不良を訴え救急搬送。 CO測定を実施したところ、継続して発生することが確認できたため、使用停止。換気設備も未稼働だった。 焼物器を入れ替え、換気設備を見直した。

※一部抜粋。速報・未確定情報を含む。

1-1. 最近の事故事例

販売事業者・保安機関の皆様へのお願い

- 他工事事故が増加傾向
⇒ 建設工事等事業者に対し周知を行うこと。
- 消費先の維持管理不全が原因
⇒ 器具・配管工事等が必要な際は必ず連絡
するよう周知すること。

1-2. 緊急通行車両に係る制度改正

① 災害対策基本法施行令等の改正経過

- 令和5年5月17日災害対策基本法施行令等の改正令が公布
- 令和5年7月18日警察庁「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」等の文書発出
- 令和5年9月1日災害対策基本法施行令等の改正規定が施行

1-2. 緊急通行車両に係る制度改正

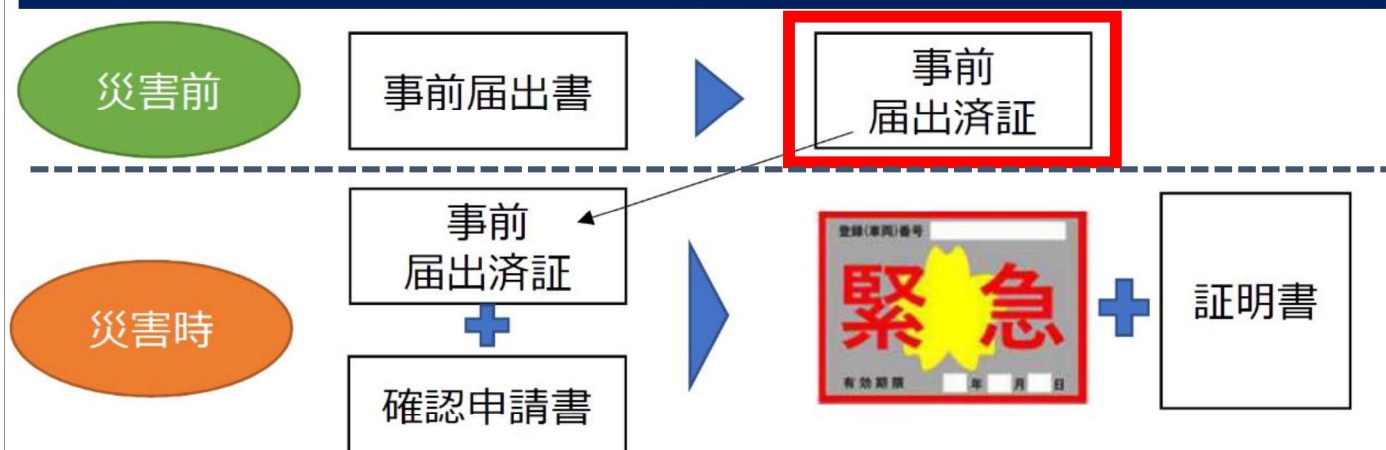
② 改正点

- 令和5年9月1日から、緊急通行車両の標章・確認証明書が、災害発生前に交付を受けることができるようになりました。
- 従前の「緊急通行車両等事前届出済証」の交付は今後行いません。
※ 既にお持ちの届出済証は、標章等の交付を受けるまでは引き続き有効
- 災対法施行規則において、必要な書式等が制定・改正されました。

1-2. 緊急通行車両に係る制度改正

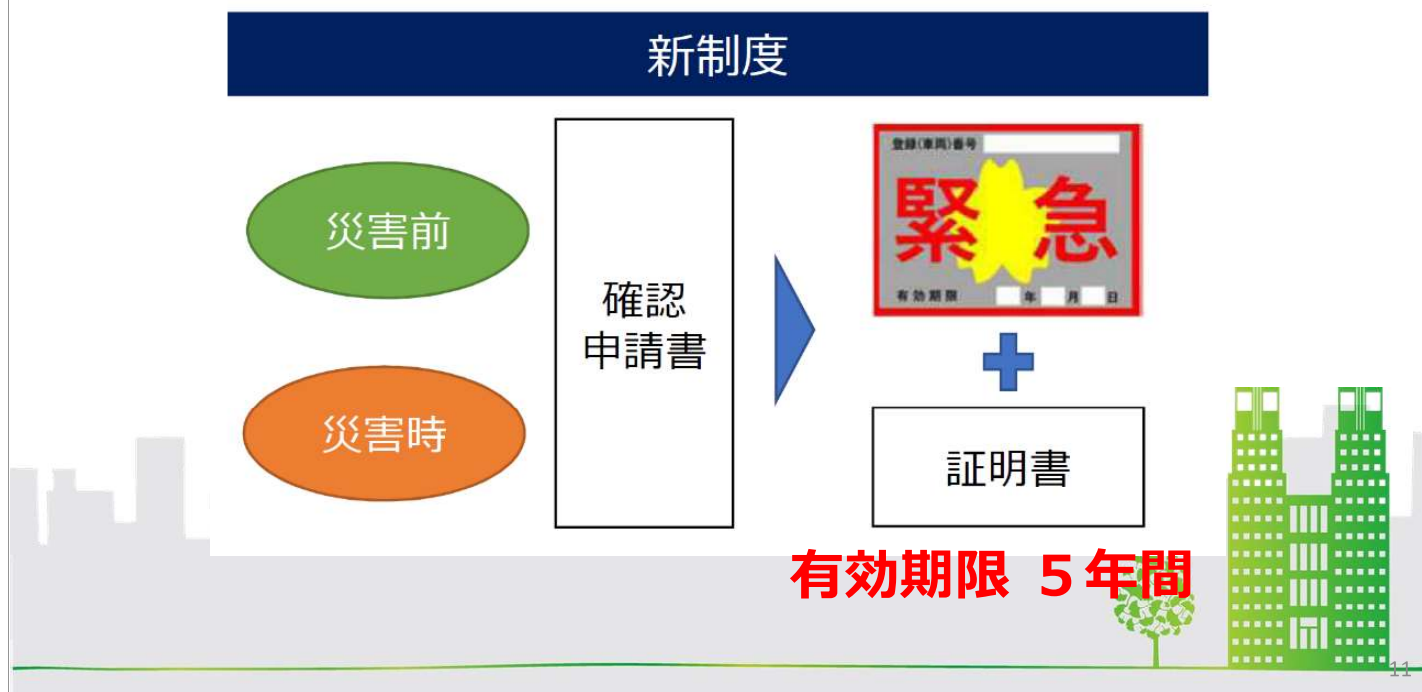
③ 改正前

旧制度



1-2. 緊急通行車両に係る制度改正

④ 改正後



1-2. 緊急通行車両に係る制度改正

⑤ 皆様へのお願い

● 事前届出済証のコピーを協会様に提出してください。

→後日、事前届出済証の原本と引換えに、標章と証明書をお渡しします。

1 紛失している場合

→ 紛失届を提出してください。

2 廃車済みの場合

→ 廃車した車両の原本（事前届出済証）を返却してください。

3 紛失しており、かつ継続を希望する場合

→ 紛失届・車検証（コピー）・申請書を提出してください。（新規扱となります。）



別記様式 第2の1

地震防災 応急対策用 災害	
緊急通行車両等事前届出書	
令和 4 年 4 月 1 4 日	
東京都知事 殿	
申請者 所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
(電話)	03 (5321) 1111
氏 名	東京都環境局環境改善部長
番号票に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	LPガスの搬送、点検
使用者	住 所
	氏 名
出 発 地	東京都 区
(注) この届出書は作成のうえ、都交通局、都水道局、都下水道局及び東京消防庁が所管又は使用する車両についてはそれぞれの局(庁)に、その他の車両については都財務局に提出して下さい。	



☒ 災 害 ☒ 地震防災 応急対策用 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用	第 0 号
緊急通行車両等事前届出済証	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
令和 4 年 4 月 2 2 日	
東京都知事	
(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を発行する局(庁)もしくは、最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通機動隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。	

東京都財務局発行

1-2. 緊急通行車両に係る制度改正

⑥ Q&A

- ・ 5年後の更新の際は、案内がくるのでしょうか。
→現時点では、案内をする予定はございません。
- ・ 申請してどれくらいで発行されるのでしょうか。
→既存車両の更新を優先して受付けています。
新規の申請や車両の更新申請は、既存車両の更新がおおむね終了してからとなります。
- ・ 紛失届、確認申請書等の書式はどこで入手するのか。
→協会様までお問い合わせください。

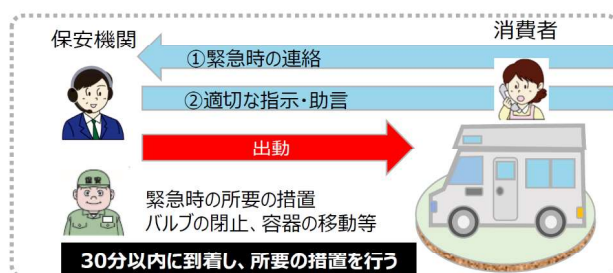


1-3. 令和6年能登半島地震での支援活動に関するLPガス『30分ルール』について

- 液化石油ガス販売事業者は、令和6年能登半島地震における支援活動に関して、下記の条件を満たす消防署（これらの上部組織を含む。）等に対しては、（中略）「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」における例外に該当し、当該体制の確保を要しないことを確認する。

- 上記支援活動を行うに当たって、ガスの漏えい・爆発・火災時等に災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要な措置を自ら講ずることについて、当該液化石油ガス販売事業者と合意した場合

（参考）キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

令和4年7月
ガス安全室

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）
質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

写真

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日まで有効

講習実施機関名

講習実施機関の印

- ・ 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・ 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3）
- 帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等

（注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。
（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。
（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

1-4. バルク供給及び充てん設備に関する基準等の細目を定める告示の改正

- ✓一定の条件を満たした場合、初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後経過年数35年以下における非破壊検査や内面の目視検査を省略可能
- ✓また、気密試験については、運転状態の圧力で試験ができる。
- ✓本改正に伴い、液石法施行規則の運用及び解釈について（通達）で引用しているKHKS0745（バルク貯槽の検査基準）及びKHKS0746（附属機器等の検査基準）が改正された。

※経産省資料より作成

17

1-5. 標識掲示義務について

- ✓国は「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を検討。
- ✓③個別法の改正として、液石法第7条に規定されている「標識の掲示」が対象のひとつとされ、ホームページ上でも掲示を行うための法改正を検討。
- ✓液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が令和5年6月14日に成立し、同月16日に公布。
- ✓施行日は、令和6年4月1日
- ✓除外規定を経済産業省令において措置

※経産省資料より作成

18

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

改 正 案	現 行
（標識の掲示等） 第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。 2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。	（標識の掲示） 第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。 2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

19

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年経済産業省令第十一号）

改 正 案	現 行
（標識の掲示） 第八条 法第七条の規定による標識の掲示は、様式第四によりするものとする。 （公衆の閲覧に供する措置を要しない場合） 第八条の二 法第七条に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合 二 自ら管理するウェブサイトを持していない場合 （公衆の閲覧の方法） 第八条の三 法第七条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（標識の掲示） 第八条 同左 [新設] [新設]

改正後様式

様式第4（第8条関係）

液化石油ガス販売事業者証	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
販売所の名称及び所在地	

（備考）1 登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

2 標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦三〇センチメートル、横四〇センチメートルの大ききとすること。

20

1-6. 「液化石油ガス法及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の一部改正

1 貯蔵施設の管理人の常駐

販売事業者が所有、占有する貯蔵施設は、以下のいずれかが必要

① 資格を有する従業者が管理人として常駐	① (変更なし)
② さく、へいを設け施設等を行うことによる関係者以外を立ち入れないようにする	② <u>関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じていること。</u> なお、上記の措置はさく、へいを設け施設等を行うことなどが考えられるが、 <u>これに限らない。</u>

2 集中監視センターにおける監視員（オペレーター）の常駐

認定販売事業者制度において、集中監視センターで常時監視することが求められている。

監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

監視員は、第2条第2項の集中監視センター又は前条の業務が円滑に実施することができる場所に常時配置するものとする

※経産省資料より作成

21

1-7. 液石法・高圧法関係手数料改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、規定を整備するものです。

- 液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料の減額対象となる完成検査合格施設として、高圧法第39条の22第1項の規定に基づき認定高度保安実施者が自ら完成検査を行い、基準に適合していると認められたものを追加
- 液石法の許可を受けた移動式製造設備（バルクローリー）に係る高圧法に基づく高圧ガス製造許可申請手数料を低減

22

1-8. その他

「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案」

具体的な改正の内容（抜粋）

- 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動） 【一般則・液石則例示基準】
充填容器等にて高圧ガスを移動させる場合の転落、転倒等を防止するための措置について、内容の明確化及び充足化を図るもの
- 運用・解釈の明確化等 【基本通達】
 - ④火気等の制限に関する考え方について明確化するもの
 - ⑦容器の温度40度以下に保つための措置の整理



※経産省資料より作成

23



24